

高度処理型

浄化槽設置費補助制度のご案内

制度の概要

その1

効率的な生活排水対策を進めるため、下水道などの計画のある区域（**集合処理区域**）と計画のない区域（**浄化槽区域**）とに区分し、浄化槽区域については補助額を増額しています。

諫早市域（イメージ図）



※1…集合処理施設（公共下水道や集落排水施設など）の計画がある区域

※2…集合処理施設の計画がない区域

その2

水質保全を更に進めるため、補助の対象となる浄化槽を窒素またはリンが除去できる「**高度処理型浄化槽**」に限定しています。

通常型の浄化槽は補助の対象外ですのでご注意ください。

■補助対象の要件

- ①窒素またはリンを除去できる高度処理型浄化槽（50人槽以下）であること。
- ②専用住宅または居住部分が延べ床面積の3分の2を超える併用住宅であること。
- ③販売、賃貸及び社宅などを目的とした住宅でないこと。
- ④集合処理区域（※1）においては、事業計画区域外で7年以上整備が見込めない区域であること。（事業計画区域内であっても、7年以上整備が見込めない区域については対象となる場合があります。）
- ⑤次のいずれかに該当しないこと。

- (1) 建築確認申請又は浄化槽設置届を行っていない場合
- (2) 補助金の交付決定前に設置工事に着手した場合
- (3) 申請者が居住しない住宅（別荘など）に高度処理型浄化槽を設置する場合
- (4) 他の制度による補助等（公共事業等に伴う移転による補償を含む）を受ける場合
- (5) 過去10年間に本制度の補助金を受けたことがある場合
- (6) 市税等に滞納がある場合
- (7) 新築の場合で、汚水処理の未普及解消につながらない場合（主に、合併処理浄化槽が設置された一戸建て住宅（貸家を除く）に居住する方が、新築に伴い高度処理型浄化槽を設置する場合）
- (8) 既存の合併処理浄化槽を更新する場合

※(5)(7)(8)の場合で、災害を伴うものは別途ご相談ください。

補助金、自己負担の額は

補助金の額は、浄化槽の設置工事費×0.85（1,000円未満の端数は切捨て）と、集合処理区域または浄化槽区域の各人槽ごとに定められた限度額と比較して、いずれか低いほうの額となります。

○補助金

補助対象額	補助限度額			
	浄化槽の区分	住宅の区分	集合処理区域 (※1)	浄化槽区域 (※2)
工事費の 85% (ただし、右記額を限度額とする)	5人槽	新築	510,000円	810,000円
		改築	680,000円	
	6~7人槽	新築	560,000円	900,000円
		改築	750,000円	
	8人槽以上	新築	670,000円	1,100,000円
		改築	890,000円	

○自己負担の額(過去の事例を参考に算定)

区域	浄化槽の区分	住宅の区分	モデル工事費	補助額(どちらか低い方)		モデル自己負担
				工事費×0.85	限度額	
集合処理区域(※1)	5人槽	新築	878,000	746,000	510,000	368,000
		改築	881,000	748,000	680,000	201,000
	6~7人槽	新築	1,051,000	893,000	560,000	491,000
		改築	1,010,000	858,000	750,000	260,000
	8人槽以上	新築	1,181,000	1,003,000	670,000	511,000
		改築	1,197,000	1,017,000	890,000	307,000
浄化槽区域(※2)	5人槽	—	880,000	748,000	810,000	132,000
	6~7人槽	—	1,031,000	876,000	900,000	155,000
	8人槽以上	—	1,189,000	1,010,000	1,100,000	179,000

※モデル工事費とは、H17~H19までの3か年において、補助申請された工事費を基に算出したもの

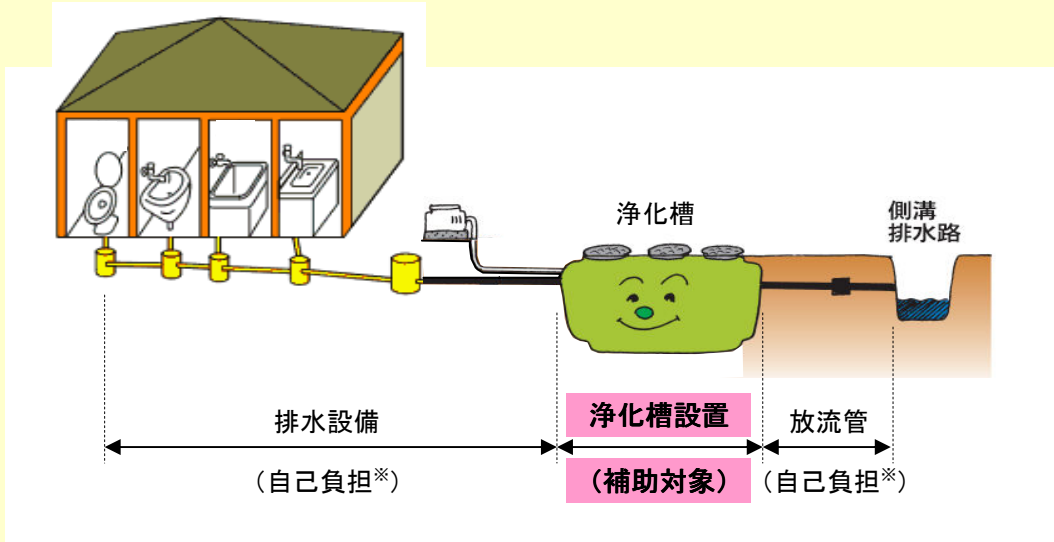
浄化槽のメリットは

- ①きれいな放流水で、身近な小川や水路がきれいに。
- ②水洗トイレで快適生活。
- ③設置スペースはわずかマイカー1台分程度。
- ④強化プラスチック製で、強度・耐久性も安心。
- ⑤工事が短期間ですぐに使用できます。
- ⑥設置者の事情（家屋の新築、改築や資金調達など）に合わせて工事ができます。

複数の業者から見積もりを取ることをおすすめします。

浄化槽設置費補助の対象範囲は

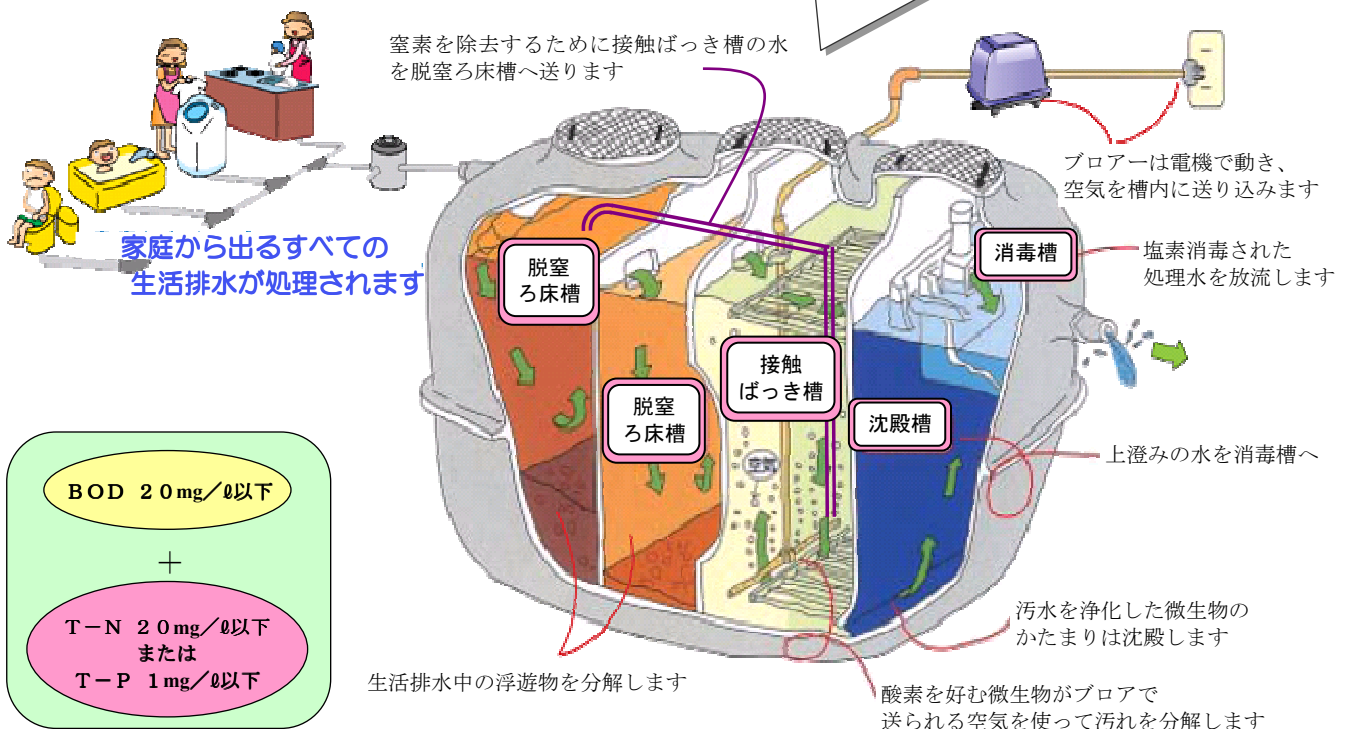
補助の対象は、浄化槽**本体**の**設置工事費**のみです。(放流管などの附帯工事は**自己負担**※)
したがって、家庭からの汚水やトイレのし尿を浄化槽に排除するための排水管、汚水ますの
工事や水洗トイレへの改造は、建築物の所有者が**自己負担**※で行うことになります。



※令和2年度からは、**単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽への転換**に限り、**宅内配管工事**(トイレ・風呂・台所等から浄化槽までの流入管、汚水ます、浄化槽から敷地に隣接する側溝までの放流管に係る工事)も**補助対象**(上限30万円)となります。
また、高度処理型浄化槽の設置にあたり撤去が必要な**単独処理浄化槽の撤去工事**も**補助対象**(上限9万円)となります。

「高度処理型」は通常型のBOD除去に加え、窒素、リンを除去できる機能を有する浄化槽です。
汚濁が進行している湖沼や内海などの**閉鎖性水域の富栄養化防止**に効果を発揮します。

浄化槽のしくみ(高度処理型)



BOD 20mg/ℓ以下

+

T-N 20mg/ℓ以下

または

T-P 1mg/ℓ以下

浄化槽の大きさ（人槽）算定は

浄化槽の大きさ（人槽）は設置する住宅の面積などによって算定されます。

算定の基準は「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」（JIS A 3302-2000）に基づき下表のとおり算出されます。

※ただし、下記の表にて算定された人槽が明らかに実情に沿わない場合は、実情に応じて人槽を増減することができます。詳しくは、県央保健所（建築確認申請が必要な場合は県央振興局建築課又は指定確認検査機関）にお問い合わせください。

住宅の延べ面積	浄化槽の大きさ(人槽)
130㎡以下	5人槽
130㎡超	7人槽
2世帯住宅 ※	10人槽

※「2世帯住宅」とは、一般的に台所や風呂などが世帯ごとにある場合となっていますが、浄化槽の設置届出の時点で状況に応じて県（保健所）において決定されます。

補助申請手続きの流れは

①補助対象区域、補助対象要件に該当するかの確認

※市経営管理課にお問い合わせください



②浄化槽工事業者の選定

※複数の業者から見積りを取ることをお勧めします



③長崎県県央保健所に浄化槽設置届を提出

※建築確認申請が必要な場合は、長崎県県央振興局建築課に提出



④市に補助金の交付申請

※申請期限は、毎年2月末です（3月中は申請できません）



市から申請者宛てに交付決定通知の送付



⑤工事着工

※交付決定前の工事着工は認められません

※申請内容を変更する場合は事前に変更申請又は変更届が必要です



⑥市に実績報告書を提出（工事完了から30日以内）

※提出期限は、工事完了から30日又は3月24日のいずれか早い日です



市が完了検査を実施、補助金交付額の確定通知の送付



⑦市に補助金の請求書を提出



市から申請者の口座へ補助金の振り込み